



気象庁

彦根地方気象台

Hikone Local Meteorological Office, JMA

お知らせ

いのちとくらしをまもる
防災減災



令和7年1月8日
彦根地方気象台

滋賀県の霜注意報発表基準の変更について

滋賀県の霜注意報の発表基準の見直しを行いました。
新しい発表基準は令和7年1月9日13時から適用します。

滋賀県の年平均気温は上昇傾向となっています。農作物の生育開始時期が早まっており、霜害が懸念される時期も早まってきています。このため、霜注意報の発表基準を見直しました。

記

- 1 基準変更日時
令和7年1月9日（木）13時
- 2 基準を変更する市町
全市町
- 3 発表基準
新基準：晩霜期 最低気温3℃以下

【参考】

現行基準：4月以降の晩霜

晩霜：春から初夏にかけての季節外れに遅い霜。農作物に被害が出ることが多い。

（今後も農作物の生育時期は変化する可能性があるため、基準には具体的な日付を記載しないこととします。）

新基準は1月9日13時以降、以下のURL（気象庁ホームページ）に掲載します。

警報・注意報発表基準一覧表（滋賀県）

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/shiga.html>

問合せ先：彦根地方気象台 担当 小菅
電話：0749-22-6142